

10月1日を調査基準日と

「住宅・土地統計調査」を実施します

調査へのご協力をお願いします

住宅・土地統計調査は、私たちの住生活に関する最も基本的で重要な統計調査です。

今回の調査では、空き家対策の重要性が年々高まっていることを踏まえ、引き続き、空き家の所有状況などを把握するとともに、超高齢社会を迎えているわが国における高齢者の住まい方をより的確に把握することを主なねらいとしています。

●調査の基準日

10月1日(日)

●調査の対象

町内31調査区

●調査の方法

9月初旬から、統計調査員が調査区の世帯を訪問し調査の説明や調査票の配布・回収を行います。ご理解とご協力をよろしくお願いします。

●調査の結果

国や県、町の住生活基本計画の策定や耐震改修工事の促進の助成制度など、住生活に関する行政施策のための大切な資料としていかされます。

＜記入内容は守られます＞

調査票に記入していただいた内容を他に漏らしたり、統計以外の目的に使用したりすることは、統計法で固く禁じられています。安心してご協力ください。



平成25年、30年住宅・土地統計調査結果の概要

	総住宅数			
	平成25年	平成30年	平成25年～30年の増減	
			増減数	増減率(%)
滋賀県	602,500	626,000	23,500	3.9
日野町	9,330	9,360	30	0.3

◆問い合わせ先

企画振興課

企画人権担当

☎0748-52-6562

町営住宅入居者募集

令和5年度第2回町営住宅入居者募集について次の通りお知らせします。

募集期間 9月4日(月)から
9月22日(金)まで

募集団地

- ・第1内池団地(内池150番地)平成14年築(木造2階建)3DK 1戸
- ・第2内池団地(内池152番地)昭和63年築(PC造3階建)3DK 1戸
- ・西山団地(豊田205番地)23昭和60年築(PC造2階建)3DK 1戸

入居資格

- ①日野町内に居住または勤務していること(3か月以上)
 - ②持ち家(共有名義を含む)がなく、住宅に困窮していること
 - ③税・公共料金等を滞納していないこと
 - ④現に同居し、または同居しようとする親族がいること
- ※ただし、下記の(1)～(6)のいずれかに該当する方は単身でも入居できます。
- (1) 生活保護を受けている方

(2) 60歳以上の方

(3) 身体障がい者でその障がいの程度が1級から4級までの方

(4) 精神障がい者でその障がいの程度が1級から3級までの方

(5) 知的障がい者でその障がいの程度が精神障がいの程度に相当する方

(6) DV被害者に該当する方

(7) 1か月あたりの収入が定められた基準以下であること

(8) 連帯保証人(2名)をたてられること

(9) 申込者および同居親族が反社会的勢力に属さないこと

月額家賃

入居者の収入および住宅の諸条件により決定します。

入居可能予定日

11月中旬ごろ

※入居者の入退去、住宅の状況などにより募集団地の変更などが生じる場合があります。戸数・規格・家賃の詳細・最新の情報は、町のホームページをご覧ください。

入居については左記にお問い合わせください。

◆問い合わせ先

建設計画課

都市計画担当

☎0748-52-6567

耐震診断員派遣事業と ブロック塀等解体補助金のお知らせ

町では、地震災害等による住宅被害を最小限にし、住宅倒壊から命を守るために無料で専門家による住宅の耐震診断を行っています。また、ブロック塀等が倒壊すると死傷者が出るばかりでなく、地震後の避難や救助・消火活動に支障が生じるため、ブロック塀等の解体に対しても補助を行っています。

詳しくは建設計画課までお問い合わせください。

耐震診断

【対象住宅】

- 町内に存する木造住宅で以下のすべての要件にあてはまるもの
- 昭和56年5月31日以前に着工され、完成しているもの
- 延床面積の半分以上の部分が住宅として使われているもの
- 階数が2階以下でかつ延床面積が300㎡(約90坪)以下のもの
- 木造軸組工法で、枠組壁工法(ツーバイフォー)、丸太組工法でないもの
- 大臣等の特別な認定を得た工法による住宅でないもの

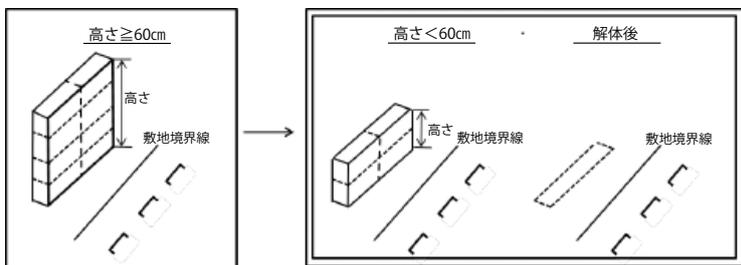
ブロック塀等解体補助金

【補助対象工事】

- 道路に面するブロック塀等の高さを60cm未満にする解体工事

【補助金額】

- ブロック塀等の壁面面積に3,000円/mを乗じた額または対象の解体費用全額に23%を乗じた額のいずれか低い額(上限10万円)



屋外広告物(看板)の 掲出には許可が必要です

広告物の大きさや高さは、滋賀県屋外広告物条例に基づいて規制されています。

自己の住宅や営業所等に自己の名称や店名、事業内容等を掲出する場合(自家用広告物)は一定面積以上の場合に許可が必要になります。また、自家用広告物に該当しない場合は基本的に許可が必要です。

必要な許可を得ていない場合は条例違反となります。詳しくは建設計画課までお問い合わせください。

良好な景観形成と公衆への危害防止のため、ご理解とご協力をよろしく願います。

その屋外広告物！
ルールを
守っていますか？



日野町

子育て応援フードドライブ+α

2023 in 夏も開催しました！

7月16日(日)、日野町勤労福祉会館で「日野町子育て応援フードドライブ+α2023 in 夏」を開催し、88世帯207人が来場されました。

当日は、日野町の皆さんや地域の団体からいただいた食品や日用品などを多くの子育て中の方々にお持ち帰りいただきました。会場の外でのかき氷も大人気で、暑い中ひんやりしたかき氷を親子で味わっていただきました。

物資をご提供いただいた町民の皆さん、ご協力いただいた団体・企業の皆さん、ありがとうございました。



◆問い合わせ先

子ども支援課 子ども支援担当

☎0748-521-6583

◆問い合わせ先

建設計画課 都市計画担当

☎0748-521-6567

◆問い合わせ先

建設計画課

都市計画担当

☎0748-521-6567